

高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、地域住民が森林所有者、地域外関係者等と協力して実施する里山林をはじめとする森林の保全管理及び山村地域の活性化に資する取組の促進を目的として、国が定める森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日付け25林整森第74号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。）に基づき、実施要領第2の1の地域協議会（以下「地域協議会」という。）が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業及び補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助事業者は、次の表に定めるとおりとする。ただし、市町村が、補助事業者に対し交付する本事業に係る補助金等の財源に森林環境譲与税を充てた場合は補助対象外とする。

補助事業	補助事業者
高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業	地域協議会 (公益社団法人高知県森と緑の会)

(事業内容等)

第4条 補助事業に係る事業内容、補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、事業実施主体（実施要領別紙2に規定する活動組織をいう。以下同じ。）が行う事業に対して補助事業者が補助金を交付する場合における事業内容等は、別表第2に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、前条に規定する補助事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付の申請をするに当たっては、各事業実施主体について、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものに

については、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第6条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第4に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助の条件）

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者及び事業実施主体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 補助金に係る法令、規則、要綱等の規定に従うこと。
- （2） 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- （3） 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- （4） 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に係る証拠書類とともに補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管すること。
- （5） 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図ること。
- （6） 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に規定する耐用年数に相当する期間（大蔵省令に定めのない財産にあつては、農林水産大臣が別に定める期間）内において、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
- （7） 補助事業者等が前号の規定より知事の承認を得て財産の処分をした場合は、当該事業に要した補助金の全部又は一部を県に納付すること。ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由による場合は、知事に協議すること。
- （8） 補助事業の実施に当たっては、別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方又は間接補助事業者としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- （9） 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

2 補助事業者は、事業実施主体への補助金の交付に当たっては、事業実施主体に対して前項各号に掲げる条件を付さなければならない。

（補助事業の変更）

第8条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号又は第3号の知事の承認を受けようとする場合は、あらかじめ別記第2号様式による補助金変更交付申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 前項の補助金の変更の承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 補助対象経費総額の30パーセントを超える増減

(2) 補助金額の増額

3 知事は、第1項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の変更交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助金の交付を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第3号様式による補助金中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(概算払)

第10条 知事が必要があると認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払により支払うことができるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき概算払により補助金の交付の請求をしようとするときは、別記第4号様式による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに別記第5号様式による補助金実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、概算払によって交付された額が精算額を上回った場合は、別記第6号様式による補助金返還申出書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申出を受けた場合は、期限を付して該当補助金の返還を求めるものとする。

4 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合において、第1項の補助金実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

5 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合において、第1項の補助金実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第7号様式による消費税仕入控除税額等報告書を知事に提出し、これを返還しなければならない。

(成果の取扱い)

第12条 補助事業者及び事業実施主体は、知事が本事業の成果の普及を図ろうとするときは、これに協力しなければならない。また、補助事業者及び事業実施主体は、事業実施期間終了後においても、本事業の成果、実績等について、知事から報告を求められたときは、これに協力しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第13条 知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。補助金の額の確定があった後においても同様とする。

- (1) 補助事業者又は事業実施主体が、補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は規則、要綱等の規定若しくはこれらに基づく県の処分に違反した場合
 - (2) 実施要領別紙3第8の1の(1)又は(2)に該当する場合
 - (3) 補助事業者(事業実施主体を含む。)が別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められた場合
 - (4) 補助事業者に対し市町村が支払う本事業に係る補助金等の財源が森林環境譲与税であった場合
- 2 知事は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに関する部分に対する補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(グリーン購入)

第14条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第15条 補助事業者又は補助事業に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(個人情報の適正な管理)

第16条 補助事業者は、補助事業を実施するに当たっては、高知県個人情報保護条例(平成13年高知県条例第2号)に基づき定められた「高知県個人情報取扱事務委託基準」に準じて実施するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年6月5日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第11条第5項、第13条、第15条及び第16条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成30年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年５月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年５月21日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

区分	事業内容及び補助対象経費	補助率等	備考
事業費	補助事業者が事業実施主体に対して交付する補助金	別表第 3 に定めるとおり	
附帯事務費	（１） 事業内容 補助事業者が補助事業の実施に当たり要する経費のうち（２）に掲げるもの （２） 補助対象経費 ①報酬 ②共済費 ③賃金 ④報償費 ⑤旅費 ⑥需用費 ⑦役務費 ⑧委託料 ⑨使用料及び賃借料	10分の10以内	（注 1） 補助事業を行うために必要な報酬、賃金及び共済費とする。 （注 2） 食糧費及び賄材料費については、補助対象外とする。 （注 3） 補助対象経費のうち、国の交付金の補助残分について、予算の範囲内で補助する。

別表第 2（第 4 条関係）

区分	事業内容及び補助対象経費	補助率等	備考
事業費	（１） 事業内容 事業実施主体が行う森林・山村多面的機能発揮対策事業のうち、実施要領別紙 3 の第 4（２）イに規定する種類の資機材・施設の整備等を除く事業 （２） 補助対象経費 ①賃金 ②報償費 ③旅費 ④需用費 ⑤役務費 ⑥委託料 ⑦使用料及び賃借料	（１） 補助率 別表第 3 に定めるとおり （２） 補助限度額 国の交付金額の 6 分の 1 以内	（注） 食糧費及び賄材料費については、補助対象外とする。

別表第3（第4条関係）

種 類	（1）国の交付単価又は交付率	（2）県の交付単価
①活動推進費	112,500 円（初年度のみ）	18,750 円（初年度のみ）
②地域環境保全タイプ（里山林保全）	1 ヘクタール当たり 120,000 円（初年度） 115,000 円（2年目） 110,000 円（3年目）	1 ヘクタール当たり 20,000 円（初年度） 19,000 円（2年目） 18,000 円（3年目）
③地域環境保全タイプ（侵入竹除去・竹林整備）	1 ヘクタール当たり 285,000 円（初年度） 265,000 円（2年目） 245,000 円（3年目）	1 ヘクタール当たり 47,500 円（初年度） 44,000 円（2年目） 40,500 円（3年目）
④森林資源利用タイプ	1 ヘクタール当たり 120,000 円（初年度） 115,000 円（2年目） 110,000 円（3年目）	1 ヘクタール当たり 20,000 円（初年度） 19,000 円（2年目） 18,000 円（3年目）
⑤森林機能強化タイプ	1 メートル当たり 800 円	1 メートル当たり 100 円
⑥関係人口創出・維持タイプ	年間当たり 50,000 円	年間当たり 8,000 円

（注）：②、③及び④の交付単価は、活動計画の取組年度に応じるものとする。

別表第4（第6条、第7条、第13条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者という。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記第1号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

〔補助事業者（地域協議会）〕
住 所
団体名
代表者 氏 名
生年月日

令和 年度高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金交付申請書

令和 年度において高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金の交付を受けたいので高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- （1） 事業計画書（別記第1－1号様式、別添）
- （2） 県税の滞納がない旨を証する納税証明書

又は

県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）

※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。

※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。

（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

- （3） 税外未収金債務の滞納がないことについての誓約書兼同意書（別記第1－2号様式）
- （4） 市町村が本事業の財源に森林環境譲与税を充てていないことを証明する書類
- （5） （1）から（4）までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

別記第1－1号様式

事業計画書
(変更事業計画書)
(事業実績報告書)

1 事業計画（実績）

(1) 事業の目的

(2) 事業の内容

ア 高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金の補助金総括表（又は実績）

区 分	交付単価 (円/ha、円/m 又は円/活動組織) 注1	対象森林面積等 (ha) 注2	交付額 (円)	交付対象 組織数	備考
活動推進費	18,750	—			
地域環境保全タイプ (里山林保全)	20,000				
	19,000				
	18,000				
地域環境保全タイプ (侵入竹除去・竹林整備)	47,500				
	44,000				
	40,500				
森林資源利用タイプ	20,000				
	19,000				
	18,000				
森林機能強化タイプ	100				
関係人口創出・維持タイプ	8,000	—			
合計	—	—			
間伐等（除伐、枝打ちを含む。）の実施面積	—		—	—	—
当該年度に長期にわたり手入れをされてなかったと考えられる里山林を整備した面積	—		—	—	—

(注) 1：森林機能強化タイプは円/m、関係人口創出・維持タイプは円/活動組織での単価。

(注) 2：交付最低面積は0.1ヘクタール、また、交付最低延長は1メートルとする。

(注) 3：活動推進費は、初年度のみ交付する。

(注) 4：森林機能強化タイプの活動は、地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプの活動を効果的に実施し、若しくはこれらの活動の実施後にその効果を維持・強化するために必要な場合に限り実施することができる。

(注) 5 : 関係人口創出・維持タイプの活動は、地域外関係者の参加を得て活動することが、地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプの活動を効果的に実施するために必要な場合に限り実施することができる。

(注) 6 : 実績報告にあつては、金額の根拠となる通帳のコピー等を添える。

イ 活動組織に対する補助金の交付計画（又は実績）
別添のとおり

(3) 経費の配分

補助金に係る事業に要する経費 (要した経費)	負 担 区 分			備考
	国	県	市町村	
円	円	円	円	

2 事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）

3 収支予算（又は実績）
(収入の部)

区 分	予算額	精算額	差引増減額	備 考
1 事業実施主体（活動組織）向け交付金 国負担額 県負担額 市町村負担額	円	円	円	
2. 附帯事務費				
合 計				

支出の部)

区 分	予算額	精算額	差引増減額	備 考
1 事業実施主体（活動 組織）向け交付金 国負担額 県負担額 市町村負担額 事業実施主体（活動 組織）からの返還額	円	円	円	
2 附帯事務費 報酬 共済費 賃金 報償費 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料				
合 計				

誓約書兼同意書

私は、高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地

補助事業者名

代表者 職・氏名

（注）自署の場合は、押印は不要です。

番 号
年 月 日

高知県知事 様

〔補助事業者（地域協議会）〕
住 所
団体名
代表者 氏 名

令和 年度高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定通知がありました事業の実施について、次のとおり計画を変更したいので、高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

1 変更の理由及び内容

2 関係書類

- （1） 変更事業計画書（記載事項については、別記第1－1号様式に準ずる。）
- （2） 市町村が本事業の財源に森林環境譲与税を充てていないことを証明する書類
- （3） （1）及び（2）に掲げるもののほか、知事が必要であると認める書類

（注） 補助金の交付の決定に関する内容及び変更後の内容を比較対照できるように作成するものとし、変更に関する部分についてのみ上段に括弧書きで記入してください。

番 号
年 月 日

高知県知事 様

〔補助事業者（地域協議会）〕
住 所
団体名
代表者 氏 名

令和 年度高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金中止（廃止）
承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定通知がありました事業の実施について、次のとおり中止（廃止）したいので、高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

1 事業の中止（廃止）の理由

2 事業の中止の期間（廃止の時期）

別記第4号様式 (第10条関係)

番 号
年 月 日

高知県知事 様

〔補助事業者（地域協議会）〕

住所

団体名

代表者 氏 名

令和 年度高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定通知がありました事業について、高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、事業推進上必要とするため概算払によって交付されたく、次のとおり金 円を請求します。

概算払の内容

交付決定額	既交付額		今回請求額		残額	事業完了予定 年月日	備 考
	金額	月 日ま での出来高	金額	月 日ま での出来高	金額		
円	円	%	円	%	円		

(振込先) 銀行 支店
普通・当座
口座番号

別記第5号様式（第11条関係）

番 号
年 月 日

高知県知事 様

〔補助事業者（地域協議会）〕
住 所
団体名
代表者 氏 名

令和 年度高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定通知（及び令和 年 月 日付け 第 号をもって変更決定通知）がありました高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金 円については、次のとおり実施したので、高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、その実績を報告します。

- （1） 実績報告書（別記第1－1号様式）
- （2） （1）に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

- （注） 1 交付金の交付の決定に関する内容又は変更後の内容と比較対照できるように作成するものとし、変更に関する部分についてのみ上段に括弧書きで記入してください。
- 2 各事業費の根拠となる支払経費等ごとの内訳を記載した資料又は、帳簿の写しのいずれかを添えてください。

別記第6号様式 (第11条関係)

番 号
年 月 日

高知県知事 様

〔補助事業者（地域協議会）〕

住所

団体名

代表者 氏 名

令和 年度高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金返還申出書

高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金については、高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり返還を申し出ます。

記

1 返還額 金 円

2 補助金明細

[illegible]

番 号
年 月 日

高知県知事 様

〔補助事業者（地域協議会）〕
住 所
団体名
代表者 氏 名

令和 年度高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金に
係る消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定（又は変更決定）通知がありました補助金について、高知県森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金交付要綱第11条第 5 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額	金	円
2	実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	金	円
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金	円
4	補助金返還相当額（3－2）	金	円

(別添)

活動組織に対する補助金の交付計画（又は実績）

交付先	市町村 名	事業内容						交付金額 (円) A+B+C	負担区分			備考
		活動推 進費	地域環境保全タイプ		森林資源 利用 タイプ (ha)	森林機能 強化 タイプ (m)	関係人口 創出・維持 タイプ		国 (円) A	県 (円) B	市町村 (円) C	
			里山林 保全 (ha)	侵入竹除 去・竹林整備 (ha)								
活動初年度計												
活動 2 年目計												
活動 3 年目計												
合計												

（注）「活動推進費」及び「関係人口創出・維持タイプ」欄は、該当がある場合に○印を記載し、計欄には団体数を記載すること。